



青森市新型コロナウイルス対策融資制度

青森市特別保証融資制度

地場産業振興資金【特別小口枠】

【融資対象者】 次のいずれにも該当するかた

- ・ 1年以上同一の事業を営んでいる市内に住所を有する個人
または 市内に法人登記をした法人
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証
または 危機関連保証の認定を受けたかた ※認定手續については裏面をごらんください。
- ・ 市税に未納の額のないかた
※市税等徴収の猶予制度があります(担当:納税支援課 017-734-5209)

【融資限度額】 300万円

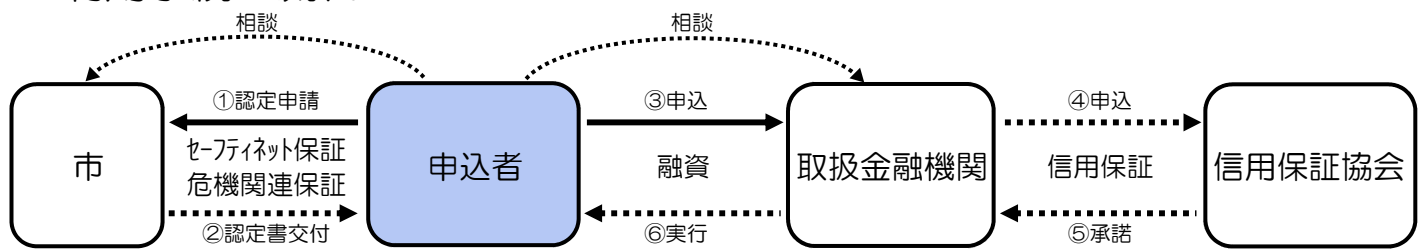
【資金用途】 運転資金 ※既存借入金の返済資金を除きます。

【融資期間】 5年以内(うち、据置期間1年以内)

【融資利率】 無利子(市が全額補給) ※返済日は毎月15日となります。

【信用保証料】 市が全額補給

◆ご利用手続の流れ



※ 融資にあたっては、取扱金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

開設場所：青森市役所 駅前庁舎 3階 新ビジネス支援課
(青森市新町1丁目3-7 ☎017-734-2379)

開設時間：平日 午前8時30分～午後5時



新型コロナウイルスの影響に伴う融資相談などに関する金融機関連絡先(順不同)

青森銀行本店営業部・各支店	☎(本店営業部) 017-777-1121
みちのく銀行「新型コロナウイルス関連サポートデスク」	☎017-774-1252
岩手銀行青森支店	☎017-722-6307
秋田銀行青森支店	☎017-777-6221
北日本銀行青森支店	☎017-734-4311
青い森信用金庫青森営業部・各支店	☎(担当・融資部) 0178-44-3343
青森県信用組合本店営業部・各支店	☎(代表) 017-739-7117
商工組合中央金庫青森支店	☎017-734-5411

セーフティネット保証・危機関連保証

支援内容

一般保証限度額に加え、新たに別枠での保証を信用保証協会から受けることができます。

一般保証枠	セーフティネット保証枠	危機関連保証枠
普通保証 2億円	普通保証 2億円	普通保証 2億円
無担保保証 8,000万円	無担保保証 8,000万円	無担保保証 8,000万円
無担保無保証人保証 2,000万円	無担保無保証人保証 2,000万円	無担保無保証人保証 2,000万円

種類と要件 (新型コロナウイルス感染症関連)

セーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、

- ・原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比 **20%以上減少**しており、かつ、
- ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 **20%以上減少**する見込であること

セーフティネット保証5号

- ① 経済産業大臣が指定した業種（指定業種）に属する事業を行っていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、
 - ・原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比 **5%以上減少**しており、かつ、
 - ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 **5%以上減少**する見込であること

危機関連保証

- ① 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため資金調達を必要としていること
- ② 新型コロナウイルス感染症に起因して、
 - ・原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比 **15%以上減少**しており、かつ、
 - ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 **15%以上減少**する見込であること

認定申請の手続

次の書類を市（新ビジネス支援課）に提出してください。内容を確認した後、認定書を交付します。

- ・認定申請書2通（市ホームページにある様式をご利用ください。）
- ・認定申請書に記載した売上高等が確認できる書類（損益計算書、売上日計表など）
- ・個人：確定申告書の写し（第1表、青色申告決算書または収支内訳書）
- ・法人：決算報告書の写し（表紙、貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書）、
履歴事項全部証明書の写し

※必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。